

提出していただいた意見と、それに対する市の考え

[第 4 期豊明市高齢者福祉計画・介護保険事業計画]

（平成 21 年 1 月 5 日～2 月 4 日 HP、市民コーナー等で募集）

No.	意見等の概要	件数	豊明市の考え・対応
1.	計画書素案の構成について。第 3 期計画書と同様、冒頭に「この冊子のあらまし」を掲げ、内容を紹介してはどうか。その末尾には、「タイトルは、第 4 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画となっているが、両計画はその内容から切り離せないもので、本計画書では一体として扱い、第 1 章から第 4 章までを高齢者の介護、保健、福祉事業全般について述べ、第 5 章で介護保険事業計画として、第 1 号被保険者の保険料等の算定根拠を掲げた」ことを記述する。	1	策定委員からの提言やご指摘の趣旨をふまえ、一部修正させていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書素案の第 2 章の題目を「計画策定にあたって」と修正し、第 1 章と入れ替える。 ・ 計画書素案の第 4 章の題目「高齢者介護・保健・福祉の基本方針」を「高齢者介護・保健・福祉の施策」と修正する。
2.	計画書素案で「第 2 章」として 1 章を割くには内容が少なく、タイトルが「大綱」とは大き過ぎると思う。内容的には、本計画書の冒頭に置くべき内容ではないか。また、「第 4 章」では「高齢者介護・保健・福祉の基本方針」とあるが内容的には「...の取り組み」ではないか。	1	
3.	計画書素案の第 1 章「介護保険施行 9 ヶ年の成果と課題」や、第 3 章「重点事業の現状と中心課題」で浮かび上がった問題点について、第 4 章「高齢者介護・保健・福祉の基本方針」で対応する解決策・事業がないものがある。そのため、事業を追加・拡大するべきである。	1	本市には様々な課題があり、そのすべてを第 4 期計画期間（平成 21～23 年度）で実施することは困難ですが、計画書素案の第 4 章では、様々な課題のうち特に継続・充実したり新規に実施したりすべきものを掲げたところです。

4.	計画書素案の第1章の1「高齢者の生きがいや健康づくり」に関して、地域活動組織づくりや社会奉仕的事業の充実は、誰がどのように行うのかを分かるように示す。	1	ご指摘の「地域活動組織づくり」や「社会奉仕的事業」のあり方は、豊明市協働推進計画「みんなでまちづくりをすすめるための協働のみちしるべ」(平成20年3月策定)などにより掲げています。なお、高齢者介護・保健・福祉分野における本市の取り組みは、計画書素案の第4章に掲げたところです。
5.	計画書素案の第1章の2「介護予防事業の推進」に関して、参加しやすいよう地域での出前講座の開催は、申込先やメニューを示す。	1	出前講座については、生涯学習課発行の冊子「生涯学習チャレンジ」で詳細情報を掲載していきます。また、介護予防事業については、広報等や老人クラブ等を通じて示していきます。
6.	計画書素案の第1章の3「地域包括支援センターの機能強化と円滑な運営」に関して、センターの認知度アップと特定高齢者を介護予防事業につなげるための仕組みづくりを検討し、誰が何をするのか示す。	1	ご指摘の趣旨についての検討内容は、計画書素案の第3章の1「地域包括支援センターの機能強化」にあらましを、その取り組み内容については、第4章の1(1)「地域包括支援センターの役割」に掲げたところです。センターの認知度アップについては、市役所内外とのネットワークづくりを進めていきます。また、介護予防事業につなげるための仕組みとしては、「介護予防ケアマネジメント業務」として地域包括支援センターが取り組んでいきます。
7.	計画書素案の第1章の4「在宅介護では、新たな課題を抱えている」に関して、老老介護や在宅介護を支援する施策の充実が求められるが、事業は縮小傾向、負担増傾向にある。不安解消になっていないと思うので、一考を求める。そのほか、息抜き、介護者負担の軽減策を示す。施設サービスの充実を求める意見があったが、不足数も今後の増設予定も示されていないので計画にあげる。	1	在宅介護を支援する施策について、拡充・充実できておらず市民ニーズに十分対応できていない施策事業があり、そのせいで「縮小」「負担増」と感じられる結果を招いていると思われます。介護者の皆さんの不安を少しでも解消できるよう、本計画の推進を図ります。 また、「息抜き、介護者負担の軽減」として、介護施設や地域密着型サービスの整備推進のほか、家族介護支援事業等を実施しているところです。なお、施設サービスの「今後の増設予定」は、計画書素案の第4章の3(2)「施設での暮らしを希望する(必要とする)市民のために」で明記しました。

8.	<p>計画書素案の第3章の2「介護予防事業」に関して、うつ病とその支援などについて事業を示す。食生活の見直しについて（宅配給食）どう変更するのか分かりにくいので表現を修正する。介護予防の重点地区への取り組み方を示す。</p>	1	<p>介護予防施策としての「うつ」予防のための施策事業は、「うつ」との名称は付いていませんが、計画書素案の第4章の2「高齢者の健康づくり・介護予防のために」に掲げた各事業・取組項目が、当てはまります。ご指摘の「食生活の見直し」については、第4章の2「高齢者の健康づくり・介護予防のために」にある「健康づくり・栄養相談」や「松竹梅の会」などの事業において取り組んでいるところであります。また、第4章の4「地域で安心して暮らすための福祉サービス」にある「宅配給食サービス」においては、味付けや食材の大きさ・硬さにおいて高齢者向けの対応をしている状況ではありますが、日常生活の中で困っていることとして「固い食べ物を食べにくい」を挙げる人も少なくないことから「食生活の見直し」のみにとどまらず「口腔機能の向上」を目指す取り組みも必要であると考えており、その取り組みとして教室を開催しているところであります。</p> <p>ご指摘の「介護予防の重点地区」については、第3章の2(3)「介護予防の重点的な対象 地区別にみた高齢化」で示した重点地区（新田町・阿野町・二村台地区）にある公共施設を会場とした介護予防事業を展開していくことを目指しており、第4章の2「高齢者の健康づくり・介護予防のために」の重点課題で掲げています。</p>
9.	<p>計画書素案の第3章 - 3「介護給付適正化事業」、または同第4章「介護保険事業の適正な運営」に関して、ヘルパー等の資質の向上と定着率アップのための施策を追加する。また、サービスの不足について、その実態、解決策、数値目標を示す。</p>	1	<p>保険者として、介護保険事業所に対し、指導・助言を実施していきます。</p>
10.	<p>計画書素案の第3章 - 2(4)「介護予防事業についての課題のまとめ」にある「訪問事業から得た情報の共有」に関して、どのように情報を共有し、具体的な事業展開をしていくのか。</p>	1	<p>ご指摘の「訪問事業（訪問指導事業）」は、保険年金課が国民健康保険被保険者で、中でも多受診者や病気のリスク要因を多くもつ方を対象として（脳血管疾患患者や予備軍を含む）実施しているものです。この事業について「情報の共有と具体的な事業展開」が意味するものは、特に留意すべき生活習慣や症状などについて、訪問事業から得られる現状の傾向を集約、情報共有し、高齢者福祉課が行う介護予防教室において還元することを指しています。</p>

11.	計画書素案の第4章の全項目に関して、効果の薄かった事業はなかったのか。効果的な取り組みは何か。	1	計画書素案の第4章に記載の各「事業名・取組項目」は、ご指摘のような捉え方はしませんでした。現況を把握のうえ、それぞれの課題をまとめています。
12.	計画書素案の第4章の事業・取組項目全般にわたり、新規/継続/拡大/充実/改善/縮小(見直し)かを区別して表示した方が、分かりやすい。それぞれの事業に実施する担当者、頻度を明記する。新規の事業については、できるだけ具体的説明を入れる。	1	「事業を実施する担当」は、計画書では関係課を表示し、「新規の事業」についても、同様に表示いたします。 なお、「重点事業」と位置づけた事業は、新規の取り組みを多く含んでいるため既に具体的な説明を入れていますので、よろしくお願いします。
13.	計画書素案の第4章5「総合的な実施体制」に関して、本計画実施における市全体での要員配置図、予定している施設・サービス事業所等を掲げる。	1	ご指摘の「市全体の要員配置」については、専門職種と人数について計画書素案の第4章の5「総合的な実施体制」に示してありますが、高齢者福祉の充実には専門職だけでなく市職員全体で進めていくべきものです。また、行政だけでなく、地域の事業者や諸団体の協力なくしては推進していくことはできないと考えております。 「予定している施設・サービス事業所等」は、第4章の3(2)「施設での暮らしを希望する(必要とする)市民のために」で明記しました。
14.	NPO法人など、介護保険事業計画に盛り込まれている施設・サービス事業所が一目でわかるような一覧を掲げたらどうか。所在地、電話番号、実施要員体制など。	1	ご指摘の情報のうち、市内のものについては、既に高齢者福祉課・地域包括支援センター窓口等に常備しております。また、愛知県『介護保険・高齢者福祉ガイドブック』 http://www.pref.aichi.jp/korei/guide/20book.htm や、独立行政法人福祉医療機構『介護事業者情報』 http://www.wam.go.jp/kaigo/ 、ホームページでも詳しい情報が提供されています(分かりにくい場合、市高齢者福祉課・地域包括支援センターにお問い合わせください)。
15.	豊明市は、雑誌等でも「住みやすい街」ランキングで上位となったり、市内・近隣には医療関係の大学や研究施設、介護施設や「長寿医療センター」「あいち健康プラザ」などの社会資源があるだけでなく、介護問題に取り組む住民も少なくない。これをいかに第4期計画に生かすかが課題である。	1	ご指摘のとおりと考えています。その基本的なあり方は、豊明市協働推進計画「みんなでまちづくりをすすめるための協働のみちしるべ」(平成20年3月策定)などにより掲げています。なお、高齢者介護・保健・福祉分野における本市の取り組みは、計画書素案の第4章に掲げたところです。

16.	「安心住空間創出プロジェクト」のもと、見守り・相談・交流拠点の設置。	1	ご指摘の取り組みは、厚生労働省と国土交通省が連携し推進するもので、都市部の大規模団地を含む地域において介護サービス・地域福祉拠点の整備を促進することで、高齢者の居住の安定を図るものです。本市では、この制度の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用し、「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を整備しました。
17.	スロープやエレベーターなどによるバリアフリー化を検討すべきである。	1	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（いわゆるハートビル法）、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（いわゆる交通バリアフリー法）、愛知県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例などに基づき、公共施設の新築・改築時に順次、整備を進めるところです。
18.	地域には、様々な活動をしている市民団体がある。そこには、老若男女などの積極的な参画が望まれる。	1	ご指摘のとおりと考えています。その基本的なあり方は、豊明市協働推進計画「みんなでまちづくりをすすめるための協働のみちしるべ」（平成20年3月策定）などにより掲げています。なお、高齢者介護・保健・福祉分野における本市の取り組みは、計画書素案の第4章に掲げたところです。